

日本茶業中央会 会長 殿
日本茶輸出促進協議会 会長 殿

農林水産省農産局果樹・茶グループ長

欧州連合（EU）における残留農薬基準値の引き下げに関する情報について

我が国における茶で使用可能な農薬成分の残留基準値については、茶の栽培実態の違い等により、輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

EUにおいては、2027年（令和9年）秋頃から、クロルフェナピル（コテツ）及びフェンプロパトリン（ロディー）の残留農薬の基準値を引き下げる検討が下記の通り行われていますので、貴協議会においては、EU向けに輸出を実施又は検討している茶生産者や輸出事業者等へ周知いただくようお願いいたします。

また、EUでは、当該2剤のようにEU域内で使用が禁止されている農薬の残留基準値の見直しを行う動きがあります。今後も動きがありましたら、随時お知らせいたします。

記

1 対象地域

欧州連合（EU）

2 施行期日

2027年（令和9年）秋頃から※

※2027年2月頃制定、3月公表、その6か月後に施行予定。

3 対象農薬と基準値

EUにおける新基準（案）は表のとおり。

農薬名	EU新基準（案）	EU現行基準	ppm(mg/kg)
			（参考）日本基準
クロルフェナピル（コテツ）	0.1	50	40
フェンプロパトリン（ロディー）	0.05	2	25

※ 基準値案は、定量限界（定量検知が可能な最小値）という極めて厳しい案が提案されており、日本国内で通常通りに対象農薬を使用した場合、ほぼ確実に基準値を超過すると見込まれる。

4 生産者、輸出事業者の皆様へのお願い

茶の生産者においては、EU向けの輸出を実施、検討している場合、当該農薬の使用を控える等の対応をお願いします。

茶の輸出事業者においては、EU向けに輸出する前に当該農薬の使用有無の確認や分析の実施等の検討をお願いします。

追加情報等については、改めて御連絡します。